

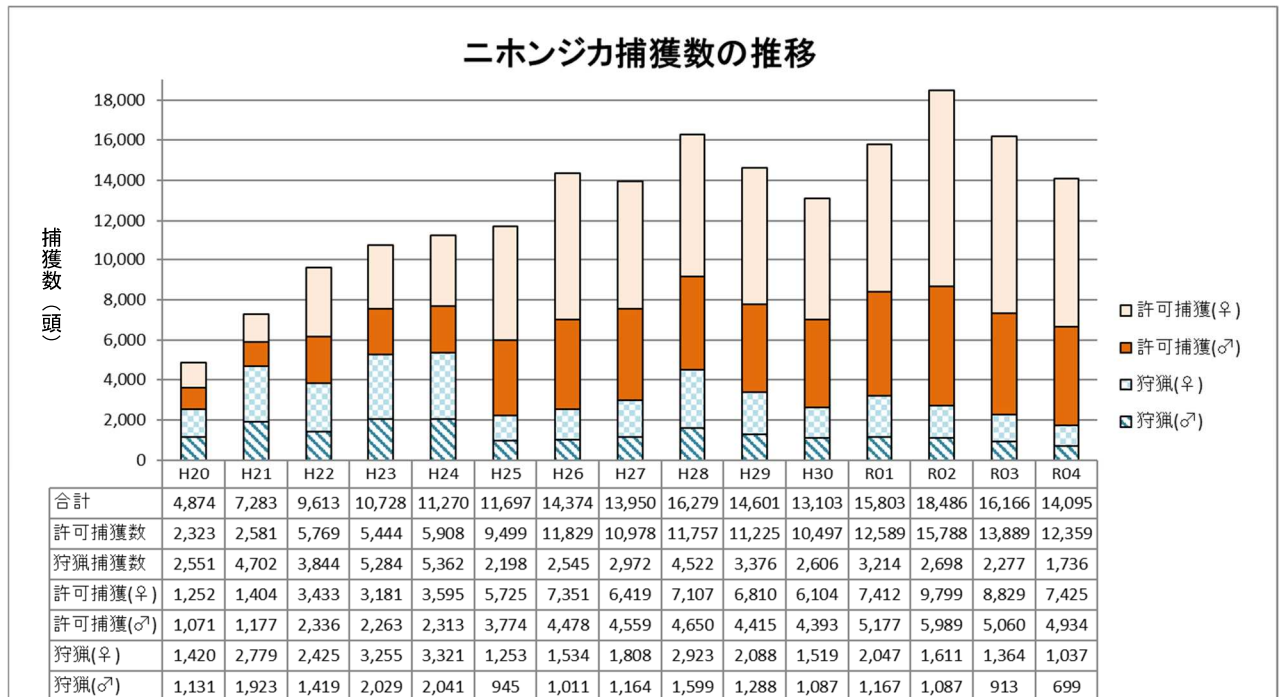
令和4年度有害鳥獣の捕獲状況について

○有害鳥獣の捕獲状況

1. ニホンジカの捕獲状況

ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画では、令和元年度の生息数を41,576頭(中央値;90%信用区間 33,017~52,083 頭)と推定し、農林業被害の軽減、令和5年度末までに半減させることを目標としている。生息数を効果的に減らすために計画初期の捕獲目標を高く設定し、その後適宜、捕獲目標を見直すこととしており、令和4年度の捕獲実績は14,095頭となった。

なお、平成22年度からは琵琶湖森林づくり県民税を、平成25年度からは国の鳥獣交付金事業を活用し、市町が実施する許可捕獲(有害捕獲)への助成を行うことで捕獲を推進しており、平成25年度からは市町での捕獲が困難であり、シカが滞留していると認められる奥山等での捕獲を県が実施している。また、狩猟期間を延長し、狩猟の促進を図っている。



○捕獲の区分

- ・許可捕獲・・・有害鳥獣の駆除や個体数調整の目的で許可を得て行う野生鳥獣の捕獲。
- ・狩猟捕獲・・・猟期(11/15~2/15)の捕獲。本県では、平成29年度からニホンジカおよびイノシシについて、期間を11/1~3/15に延長している。

○特定計画の策定状況

- ・ニホンジカ・・・令和3年度(第4次計画期間 R4.4.1~R9.3.31)
- ・イノシシ・・・令和3年度(第3次計画期間 R4.4.1~R9.3.31)
- ・ニホンザル・・・平成30年度(第4次計画期間 H31.4.1~R6.3.31)
- ・カワウ・・・令和4年度(第4次計画期間 R5.4.1~R10.3.31)

○生息数の調査

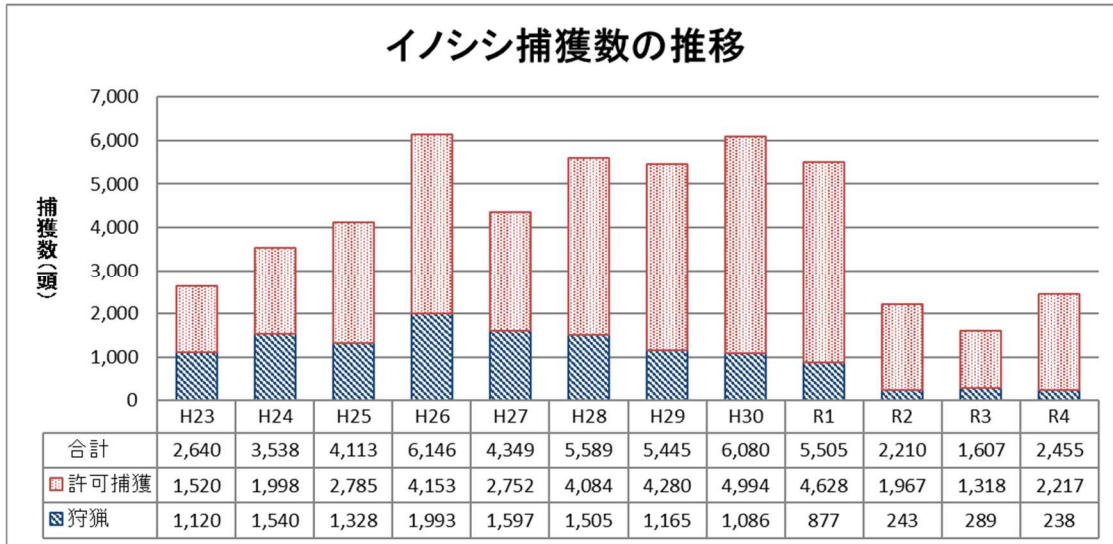
- ・ニホンジカ・・・毎年調査し、5年ごとに集計(特定計画策定時)
- ・イノシシ・・・年間変動が大きいため未実施。ハンターによる場所ごとの目撃数を毎年集計
- ・ニホンザル・・・3~4年をかけて群れごとの調査を実施し、5年ごとに集計(特定計画策定時)
- ・カワウ・・・毎年実施(関西広域連合による調査)

2. イノシシの捕獲状況

イノシシ第二種特定鳥獣管理計画では、1年という短い期間でも個体数の変動が大きく、生息数の推定が現実的に困難であるため、ニホンジカのように生息数の推定や捕獲目標数などの個体数管理の目標は設定していない。

令和4年度の捕獲実績は2,455頭となっており、近年は捕獲数が低位な状態であるが、これは豚熱(CSF)の影響により、野生イノシシの生息数が一時的に減少しているためと見られる。

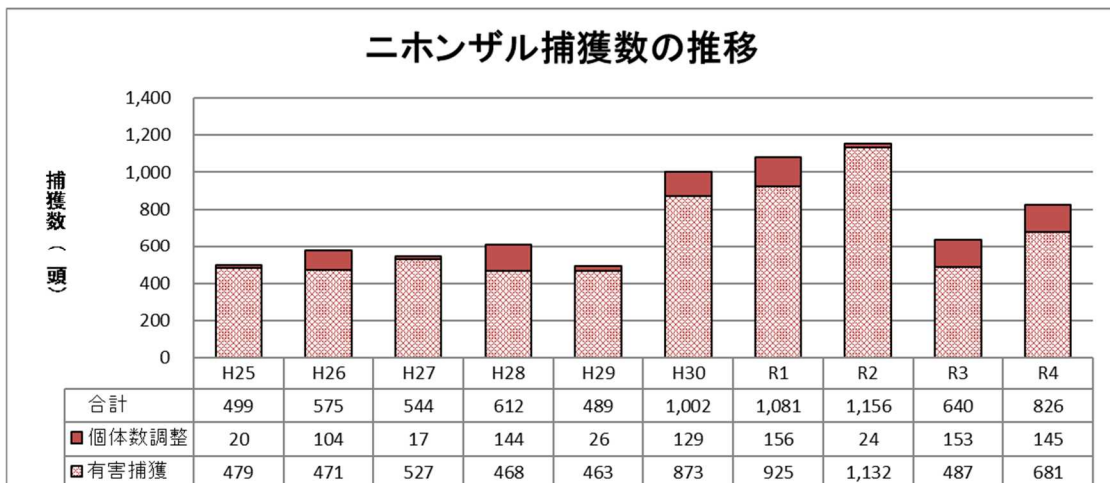
なお、平成25年度から国の鳥獣交付金事業を活用し、市町が実施する許可捕獲(有害捕獲)への助成を行うことで捕獲を推進している。また、狩猟期間を延長し、狩猟の促進を図っている。



3. ニホンザルの捕獲状況

ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画に基づく、令和元年度から令和4年度までの4か年の調査において、本県には134群、約5,200頭が生息していると推定している。同計画では、群れごとに加害レベルを把握し、それに応じた対策を実施することとしており、令和4年度の捕獲数は826頭となった。

ニホンザルは狩猟鳥獣ではないため、捕獲は全て市町による許可捕獲である。許可捕獲には2種類があり、1つは特に悪質な個体を捕獲する有害捕獲、もう1つが加害レベルの高い悪質な群れを対象に行う個体数調整である。なお、個体数調整については、県で設置している検討会で意見を聴いた上で市町が実施している。



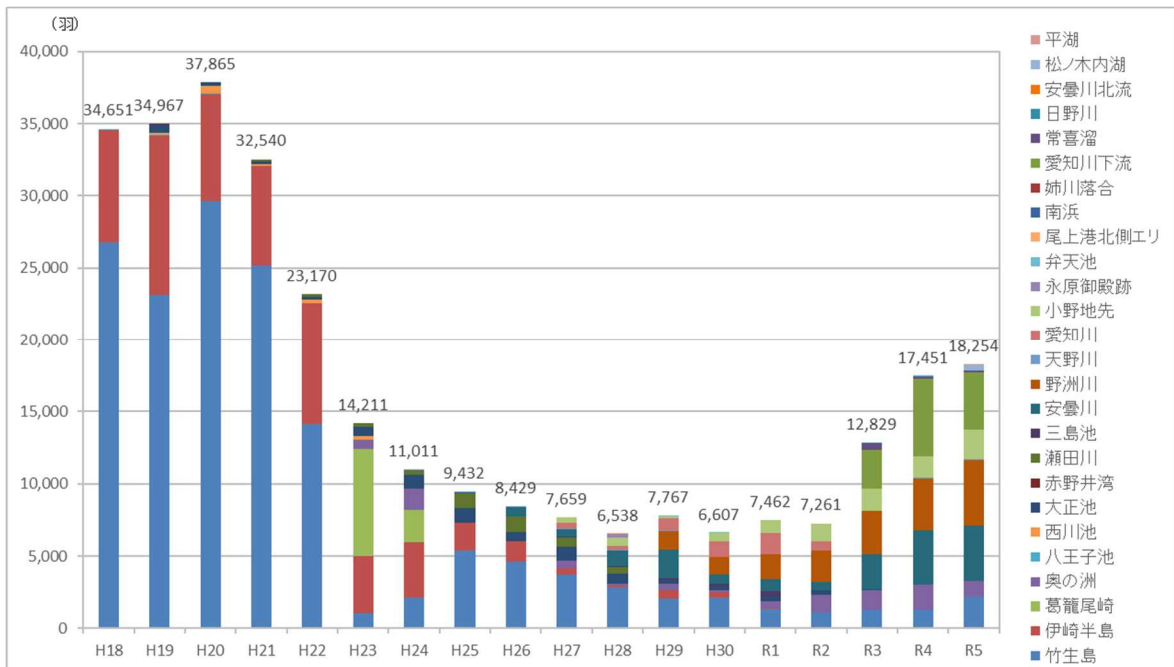
4. カワウの生息数および捕獲状況

カワウ第二種特定鳥獣管理計画では、従来の県内全体の生息数の調整を基本とする対応に加え、ねぐら・コロニーの分布管理を行うとともに、ねぐら・コロニーの状況に応じた方針の策定と対策の実施を行うことで、県内生息数を1つの指標である4千羽を目標に低減することとしており、令和4年度の捕獲数は7,977羽となった。

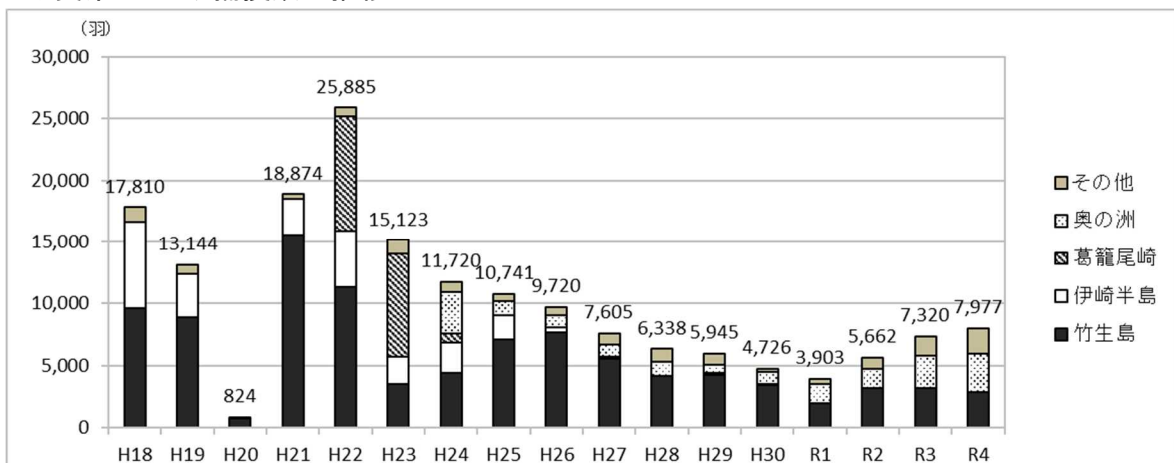
カワウの春期生息数は、平成21年度以前は3万羽を超えていたが、平成21年度以降、営巣状況に合わせて主に県およびタブノキ林の保全・再生事業推進協議会がエアライフルと散弾銃を使い分け、主に成鳥捕獲した結果、令和2年ごろまでは7,000羽程度で推移していた。

しかし、近年は、内陸部に新たなねぐら・コロニーが形成され、急速に生息数が増加しているコロニーがあるなど、カワウの生息区域が分散化するとともに、生息数が増加傾向にあり、令和5年春期には18,254羽となった。

滋賀県春期(5月)カワウ生息数の推移



滋賀県 カワウ捕獲数の推移



(参 考)

1. 有害鳥獣による被害の概要

(1) 農作物被害 (みらいの農業振興課調べ)

主な野生獣(イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ)による農作物被害金額は、侵入防止柵が令和4年度末で2,279kmまで設置されたこと、集落ぐるみによる餌場価値の低減や追い払い対策の実践、野生獣の捕獲事業の強力な推進によって、平成22年度の4億3200万円をピークに減少し、令和4年度は4,400万円であった(約1/10に減少)。

一方、人口減少等によりこれまでの防除体制を維持することが困難な集落の支援や、サル等中型獣被害に対する対策が引き続き必要であることから、今後とも、侵入防止柵の設置と維持管理を推進し、集落での取組を支援する。

(2) 森林被害(森林政策課・森林保全課調べ)

森林における被害は、林業被害としてニホンジカおよびツキノワグマによる造林木の剥皮被害のほか、ニホンジカ等による造林苗木への食害がある。また、生態系被害としてニホンジカによる過度な食圧によって林床下層植生の衰退・消失が起こり、それに伴う土壌流出が懸念されている。

人工林における林業被害面積は、平成12年度から増加し、平成24年度には約280ヘクタールに達する状況となっていたが、近年、減少傾向にある。被害対策として、剥皮被害防止のため造林木へのテープ巻きを実施しているほか、新植造林地において、食害防護柵や食害防止チューブ等により苗木食害への防除を行っている。

下層植生の衰退状況については、平成29年度に引き続き、令和4年度に再度、県下の落葉広葉樹林において調査を行ったところ、湖北地域と湖東地域の高標高域で衰退度が改善する一方、湖東地域や湖南地域の都市部に近い森林において衰退度が悪化していたことから、引き続き、森林土壌の保全の観点からも注視していく。

(3) 水産被害(水産課調べ)

カワウによる水産被害は、主にアユなどの魚類を食害するものである。琵琶湖周辺ではその大半のカワウが春の繁殖期から秋まで生息しており、カワウ1羽が1日に捕食する量と生息羽数から、年間で約1,360トンの魚類が捕食されていると推計される。(※令和3年の琵琶湖漁業全体の年間漁獲量は670トン【外来魚を除く】)

令和4年度に実施した県内の漁業協同組合へのアンケート調査では、内陸部の河川ではカワウによる被害が前年度より増加したと回答する組合が1組合あり、琵琶湖沿岸では7組合で被害が増加していると回答しており、エリやヤナ等での被害が多かった。

カワウは近年、主な営巣地であった竹生島、伊崎半島以外の内陸部の河川等に分散して増加しており、一部の地域では漁業被害が発生している。被害地での対策としては、特に河川漁場での防鳥糸張りや花火等による追い払いを支援することで被害の低減に努めているが、今後も増加の傾向が続けば、再び大きな漁業被害に発展することが懸念される。

(4) その他の被害(自然環境保全課調べ)

農林水産業や森林への被害以外にも、カワウ営巣に伴う糞等による植生被害や生活環境被害、ニホンザルの民家侵入などによる生活環境被害、ツキノワグマやイノシシによる人身被害が発生しており、市町や警察等関係機関との連携の下、被害の低減に向けた鳥獣害対策を推進している。

2. 農作物被害の状況等

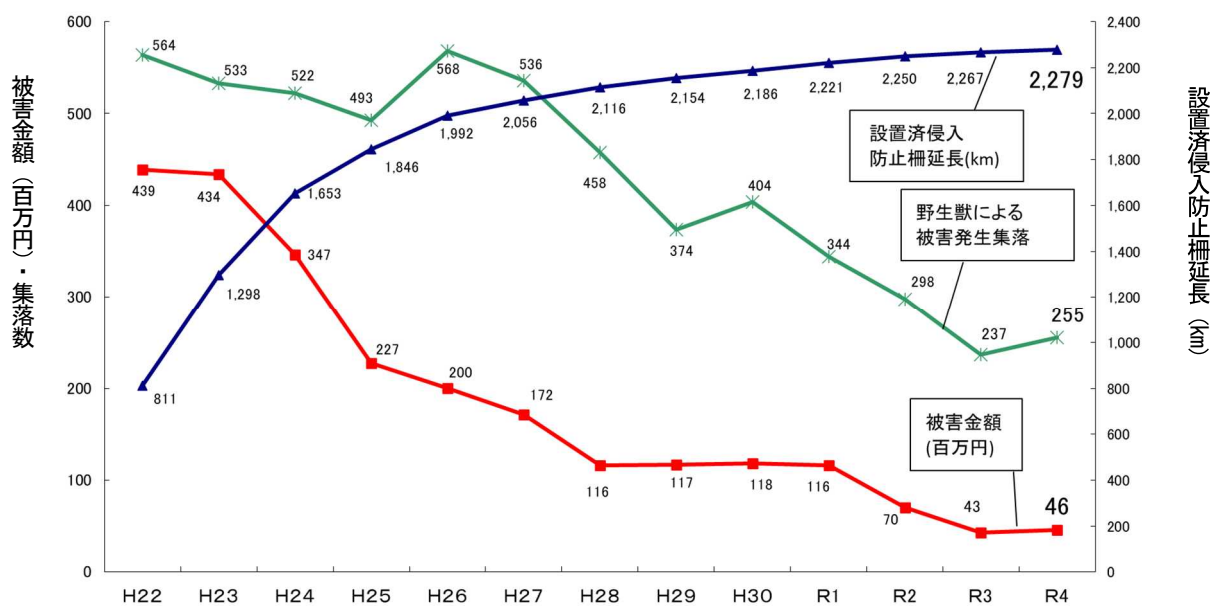
滋賀県における主な野生獣による農作物被害状況の推移

(ha, t, 千円)

種類	区分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
イノシシ	被害面積	223	366	380	295	187	138	117	117	68	91	85	47	25	36
	被害量	673	830	966	720	462	558	454	381	317	419	337	163	107	114
	被害金額	144,919	164,178	200,522	157,143	92,625	99,361	84,749	67,856	67,632	75,725	69,213	31,982	19,521	20,379
	構成比	45.0%	37.4%	46.2%	45.3%	40.9%	49.7%	49.4%	58.4%	57.9%	64.1%	59.9%	45.4%	45.5%	44.8%
ニホンザル	被害面積	95	153	103	82	60	40	37	31	27	26	19	15	13	19
	被害量	367	412	315	289	205	240	199	157	225	187	157	121	81	84
	被害金額	77,936	98,725	62,239	64,059	48,812	39,676	34,928	25,567	25,550	22,417	25,104	18,376	16,321	15,309
	構成比	24.2%	22.5%	14.3%	18.5%	21.5%	19.8%	20.4%	22.0%	21.9%	19.0%	21.7%	26.1%	38.0%	33.6%
ニホンジカ	被害面積	231	528	593	272	178	115	84	30	21	21	23	32	9	21
	被害量	484	860	809	561	414	339	295	126	103	122	95	69	31	57
	被害金額	96,101	169,395	165,945	123,020	82,705	57,663	49,921	20,496	17,727	14,741	16,749	10,924	5,785	8,382
	構成比	29.8%	38.6%	38.2%	35.5%	36.5%	28.8%	29.1%	17.6%	15.2%	12.5%	14.5%	15.5%	13.5%	18.4%
サル・イノシシ・シカ計	被害面積	550	1,047	1,076	648	425	294	239	177	117	138	128	93	47	77
	被害量	1,523	2,103	2,091	1,570	1,080	1,137	948	663	644	728	589	353	219	255
	被害金額	318,955	432,298	428,705	344,222	224,142	196,700	169,598	113,919	110,909	112,883	111,067	61,283	41,627	44,070
	構成比	99.0%	98.5%	98.8%	99.3%	98.9%	98.4%	98.9%	98.0%	95.0%	95.5%	96.1%	87.0%	97.0%	96.8%
獣害計	被害面積	557	1,057	1,086	654	428	297	240	179	118	139	130	96	47	78
	被害量	1,541	2,129	2,113	1,580	1,090	1,153	956	672	687	756	624	385	223	261
	被害金額	322,110	438,973	434,101	346,531	226,616	199,898	171,535	116,265	116,734	118,179	115,537	70,473	42,918	45,514

※ その他 鳥類(カラス、スズメ、サギ等)による被害/R4 被害面積5ha、被害量37t、被害金額11,248千円

野生獣による農作物被害侵入防止柵設置延長の推移



3. 漁業被害の状況等(カワウ)

令和5年春のカワウ生息数 18,254 羽による推定捕食量 ≒ 1,360 トン

<算出方法>

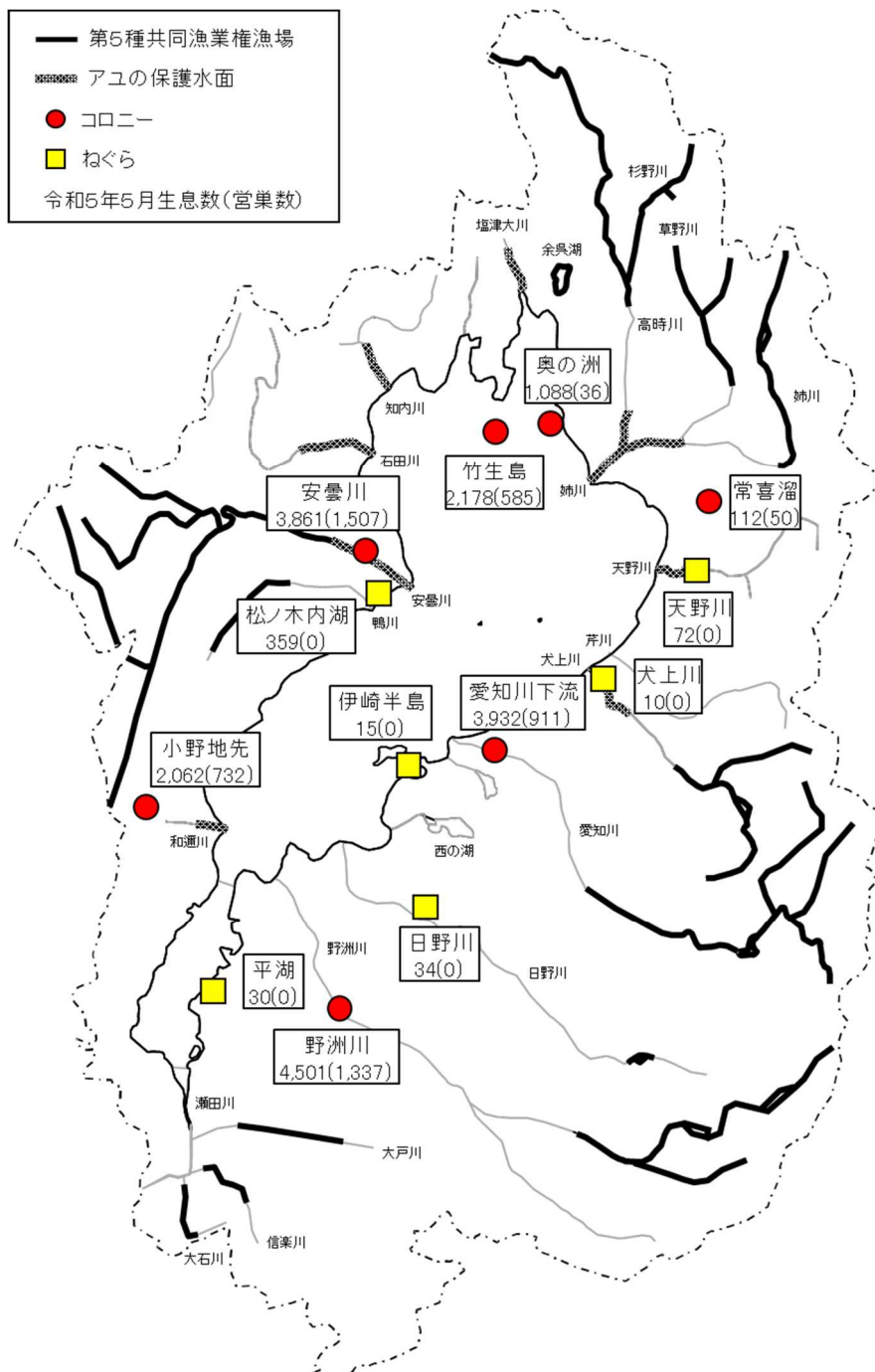
カワウの生息数 × 1 日当たり捕食量 (350g/日) × 滞在日数 (3~9月:214日)

【参 考】

令和3年の琵琶湖漁業における年間漁獲量 (外来種を除く魚類) = 670 トン

※漁獲量はカワウの捕食による影響のほか、環境・気候変動、水産業の隆盛等の影響を受けることに留意が必要である。

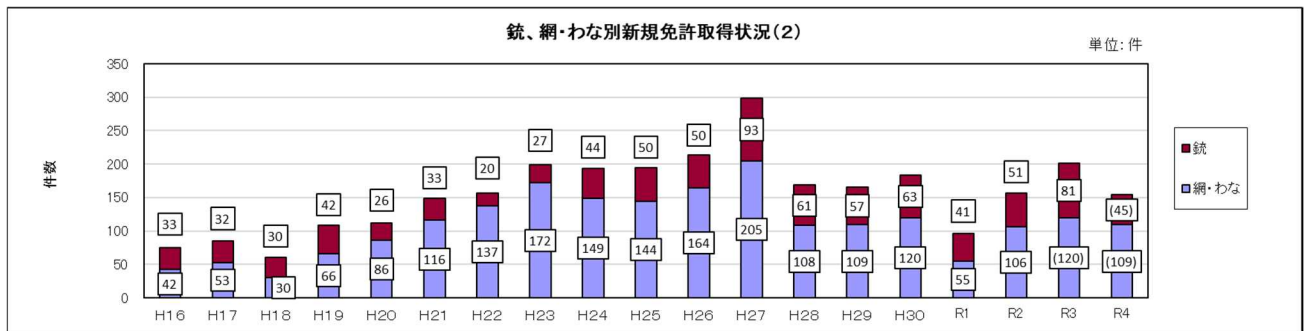
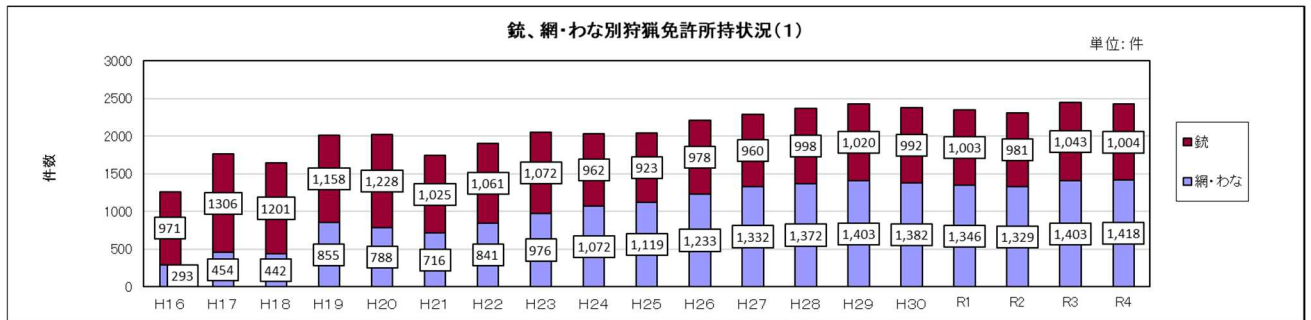
カワウ生息状況調査結果 (令和5年5月)



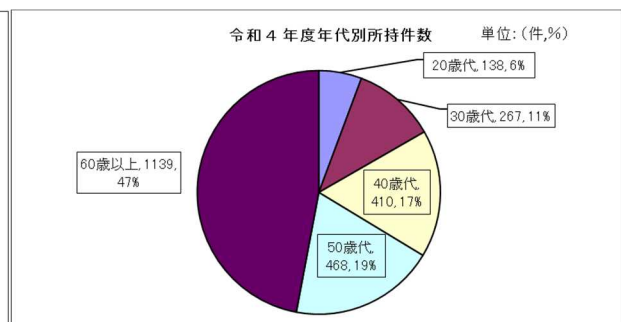
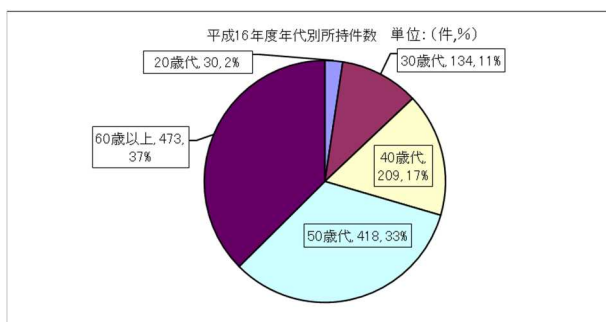
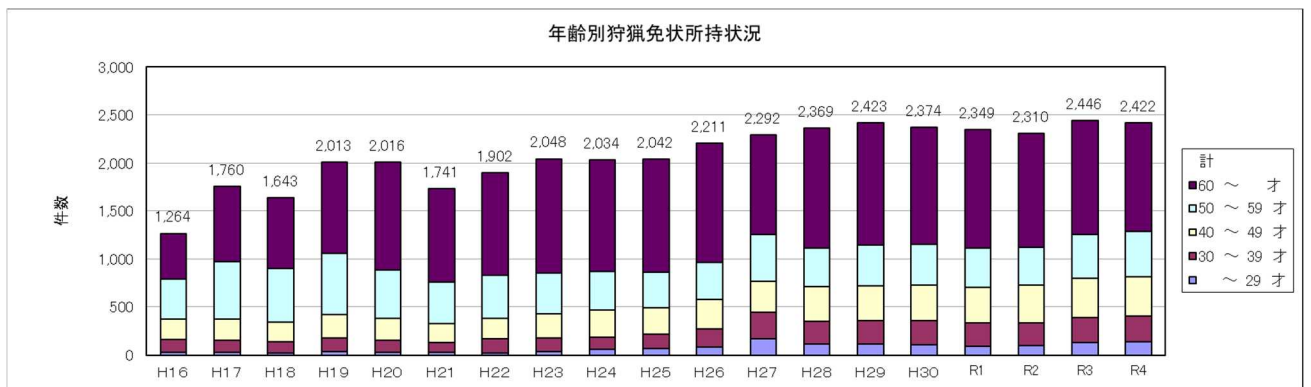
4. 狩猟者の状況

ア 種類別狩猟免許所持状況(H16~R4)

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
網・わな	293 (42)	454 (53)	442 (30)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
銃	-	-	-	386 (3)	300 (1)	146 (5)	65 (6)	68 (3)	65 (8)	68 (9)	77 (10)	75 (6)	69 (2)	70 (8)	70 (5)	71 (3)	69 (9)	82 (7)	88 (4)
わな	-	-	-	469 (63)	488 (85)	570 (111)	776 (131)	908 (169)	1,007 (141)	1,051 (135)	1,156 (154)	1,257 (199)	1,303 (106)	1,333 (101)	1,312 (115)	1,275 (52)	1,260 (97)	1,321 (113)	1,330 (105)
銃(第一種)	936 (28)	1,263 (31)	1,176 (28)	1,132 (36)	1,186 (22)	999 (31)	1,029 (16)	1,043 (27)	935 (42)	898 (46)	952 (46)	934 (92)	976 (59)	995 (54)	966 (60)	975 (38)	957 (50)	1,013 (76)	974 (43)
銃(第二種)	35 (5)	43 (1)	25 (2)	26 (6)	42 (4)	26 (2)	32 (4)	29 (0)	27 (2)	25 (4)	26 (4)	26 (1)	22 (2)	25 (3)	26 (3)	28 (3)	24 (1)	30 (5)	30 (2)
計	1,264 (75)	1,760 (85)	1,643 (60)	2,013 (108)	2,016 (112)	1,741 (149)	1,902 (157)	2,048 (199)	2,034 (193)	2,042 (194)	2,211 (214)	2,292 (298)	2,370 (169)	2,423 (166)	2,374 (183)	2,349 (96)	2,310 (157)	2,446 (201)	2,422 (154)



イ 年齢別狩猟免許所持状況(H16~R4)



5. 森林被害の状況等（主な獣種）

○人工林における被害状況

※滋賀県森林・林業統計要覧

年度	ニホンジカ	イノシシ	カワウ	ツキノワグマ
	実損面積(ha)	実損面積(ha)	実損面積(ha)	実損面積(ha)
平成24年度	281.31	—	—	12.43
平成25年度	258.00	—	—	6.70
平成26年度	244.55	—	—	6.30
平成27年度	211.38	—	—	11.70
平成28年度	190.14	—	—	6.51
平成29年度	191.97	—	—	6.40
平成30年度	142.56	—	—	7.50
令和元年度	123.89	—	—	8.80
令和2年度	102.51	—	—	11.20
令和3年度	101.71	—	—	7.90
令和4年度	55.71	—	—	8.64

○人工林における動物被害対策

※滋賀県森林・林業統計要覧

年度	テープ巻き	忌避剤	防護柵	チューブ
	面積(ha)	面積(ha)	面積(ha)	面積(ha)
平成24年度	888.03	17.63	26.72	36.15
平成25年度	1577.99	4.18	46.65	60.89
平成26年度	1438.41	—	5.46	11.22
平成27年度	994.98	1.05	14.65	6.03
平成28年度	646.21	—	4.85	1.08
平成29年度	684.91	0.79	24.33	3.43
平成30年度	821.96	—	12.29	5.26
令和元年度	440.05	—	6.31	1.45
令和2年度	305.11	—	13.11	3.71
令和3年度	256.53	—	4.25	3.86
令和4年度	297.00	—	10.15	13.79

※森林病害虫等防除事業、造林事業、県営林事業、緊急雇用創出事業、治山事業による対策の合計値

○広葉樹林における下層植生の衰退状況(平成29年度および令和4年度調査結果)

